

豊里南地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、豊里南地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を東淀川区豊里5丁目4番7号、豊里南福祉会館に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、豊里南小学校通学区域内の東淀川区豊里2丁目（一部）・3丁目・4丁目（一部）・5丁目（一部）とする。

(目的)

第3条 本会は、豊里南地域を誰もが、安心して安全な、住みよいまちにしておくために、地域のさまざまな団体が相互に連絡・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、豊里南地域のまちづくり活動を行うことに関心を有する地域住民や地域で働く人及び団体で、本会の趣旨に賛同するものを以て構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する事。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
- (7) 環境美化に関する事。
- (8) 地域の各種団体、学校、及び福祉施設等との連携に関する事。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事。

- ・ なお次の活動は行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 組織

(組織)

- 第6条 本会は、運営委員会、役員会、部会で組織する。なお、事業の規模等に応じ第19条に定める部会長会議の議を経て、その事業が終わるまでの間、別に実行委員会を組織することが出来る。
- 2 運営委員会は、第3章に定める役員、第6章に定める部会長及び理事（別表に定める各種団体の代表者）（以下「運営委員」という）を委員として組織する。
 - 3 役員会は会長・副会長・会計・事務局長・事務局次長・監事で組織する
 - 4 部会は第20条の部会長・副部会長・会計等で組織する。

第3章 役員

(役員及び監事)

- 第7条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局次長 1名
 - (6) 監事 2名

(役員等の選任)

- 第8条 役員等は、運営委員会において選任する。
- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。
 - 3 顧問等その他役職は必要の都度、運営委員会の議決を経て置くことが出来る

(役員等の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、協議会の会計を担当する。

4 事務局長は、部会間の調整にあたりるとともに、役員会の審議に関する事務を担当する

5 事務局長次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 監事は、協議会の会計及び役員の業務執行を監査し、運営委員会に報告する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 運営委員会

(運営委員会の議決事項)

第11条 運営委員会は本会の最高議決機関で、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 豊里南地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第12条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第13条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第14条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席者がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第15条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第17条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- ・ 議事録は、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第5章 役員会

(役員会の設置)

第18条 本会に第6条3項の役員会を設置する。

- 2 役員会議は会長が必要と認めるとき開催し、概ね毎月とする。
- 3 役員会議の議長は会長がこれにあたる。
- 4 役員会議は運営委員会の付託を受けて実行事業や部会間の事前調整等審議する。

第6章 部会・事務局

(部会の設置)

第19条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

- 2 部会長会議は運営委員会の役員・監事及び部会長で組織する。
- 3 部会長会議は会長が必要と認めるとき開催する。但し、概ね2ヶ月に1回程度とする。

- 4 部会長会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 部会長会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(部会の組織)

第20条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

各部会に、部会長1名、副部会長若干名、部会会計若干名を置く。

- (1) 広報部会 本会の事業周知等広報活動、ホームページに関する事業
 - (2) 安全・安心部会 地域の防災、減災、防犯、防火、交通安全等に関する事業
 - (3) 福祉部会 人権啓発や社会福祉、地域福祉や健康づくり
地域のコミュニティづくり環境美化、ボランティア活動に関する事業
 - (4) 子育て部会 子育て支援に関する事業
 - (5) 青少年育成部会 子供の健全育成や非行防止に関する事業
 - (6) 生涯いきいき部会 生涯学習や郷土文化の継承に関する事業
- 2 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

(事務局の設置)

第21条 本会に事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、事務局員若干名を置く。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局は第6条2項に掲げる別表の団体及び部会間の各種調整等を行うとともに、各会議（部会会議を除く）の審議に関する事務を担当する。
また、必要に応じて施設管理事務を補佐する。

第7章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第22条 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない

ない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 事務局長はその案の作成に当たり、各部会長との調整及び取りまとめをし、会長を補佐することとする。

(事業報告及び決算)

第23条 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第24条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 活動地域の住民（以下「地域住民」という）その他利害関係人から会計に関する帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 情報の開示

(情報の公開)

第26条 地域住民その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

但し、個人情報保護に関する情報については、その部分を区分し、除外することが出来る。

- 2 情報公開する事項を次のとおりとする。
 - (1) 運営委員会の議事録
 - (2) 本会の事業報告、及び収支決算報告
 - (3) 本会の事業計画、及び予算案
 - (4) 監事による監査結果

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第27条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第10章 雑則

(内規の制定等委任)

第28条 内規は運営委員会の議決を経て策定することが出来る。

2 この規約に定めのない事項については運営委員会の議決を経て、会長が別途定める。

(暴力団排除)

第29条 暴力団関係者と思しき人から参加希望があった場合は「大阪市暴力団排除条例」に基づき関係機関と緊密に連絡をし、相当の措置を講じる。

(附則)

第30条 この規約は平成25年2月22日から施行する。

平成26年4月29日 一部改正